

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

[令和8年6月 1日現在]



1 株式会社Take Aimの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	福は家 相談室
所在地	東京都杉並区善福寺四丁目17番6号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1371509082 号)
サービスを提供する地域	杉並区 ・ 練馬区 ・ 武蔵野市

(2) 営業日および営業時間

月曜日から金曜日まで ただし、12月29日から1月3日までと祝日を除く。	午前9:00～午後6:00
---	---------------

(3) 従業員体制

	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者	介護支援専門員	0名	1名	0名	0名	1名
居宅介護支援員	介護支援専門員	0名	1名	0名	0名	1名

2 居宅介護支援サービスの目的

(1) 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、ご利用者に対し、ご利用者が「可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる」ために必要なサービスが適切に利用できるよう、居宅介護支援サービスを提供します。

(2) 指定の時間帯において次のサービス内容のサービスを提供します。

【サービス内容】

1. ケアプランの作成・変更・更新
2. ケアプラン作成のためのご本人やご家族の希望や状況、環境の把握（アセスメント）
3. ケアプランの達成状況確認、モニタリング
4. ケアプランに基づいた、各種サービス提供票・利用票の作成
5. 最低1月に1度のご利用者との面接（特段の事情がない限り自宅での面接）
6. サービス担当者会議の開催・進行
7. 関係事業所・機関との連絡調整
8. 介護保険事務処理 等

3 サービス提供の記録

サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「ケアプラン」「モニタリング」等に必要事項を記入して、ご利用者の確認を受けることとします。確認を受けた後、その控えをご利用者に交付します。

上記の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じ閲覧に供し、又は実費負担（1枚10円）によりその写しを交付します。

4 利用料金

(1) 利用料

事業者が行う指定居宅介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険制度から全額給付されるため、ご利用者の負担はありません（法定代理受領サービス）。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、ご利用者は

利用料金の全額を事業者に対して、いったん支払うものとします。支払いが確認されますと、事業者はサービス提供証明書を発行し、この証明書を区市町村の窓口に提出することにより、全額払い戻しを受けられます。

利用料は以下の通りです。

居宅介護支援費Ⅰ		(単位数)	利用料
居宅介護支援費 i (取扱件数 45 件未満)	要介護 1・2	1,086	月 12,380 円
	要介護 3・4・5	1,411	月 16,085 円
居宅介護支援費 ii (取扱件数 45 件以上の場合。45 件以上 60 件未満の部分のみ適用)	要介護 1・2	544	月 6,202 円
	要介護 3・4・5	704	月 8,026 円
居宅介護支援費 iii (取扱件数 40 件以上。60 件以上の部分のみ適用)	要介護 1・2	326	月 3,716 円
	要介護 3・4・5	422	月 4,810 円
その他加算		(単位数)	利用料
初回加算	1 月につき	+300	3,420 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	入院当日	+250	2,850 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	入院後 3 日以内	+200	2,280 円
退院・退所加算 カンファレンス無し	連携 1 回	+450	5,130 円
	連携 2 回	+600	6,840 円
退院・退所加算 カンファレンス有り	連携 1 回	+600	6,840 円
	連携 2 回	+750	8,550 円
	連携 3 回	+900	10,260 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月に 2 回を限度	+200	2,280 円
通院時情報連携加算	1 月に 1 回を限度	+50	570 円

★居宅介護支援の介護職員等処遇改善加算として介護報酬総単位数の2.1%を加算します。

【交通費】

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、従業員がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

5 支払い方法

ご利用者は下記の支払い方法からいずれかひとつを選択し、当月 1 日から末日までの合計額を、その選択した方法にてご利用者様負担金等の料金を支払います。

※口座名義はいずれも「株式会社Take Aim」です。

①口座自動引き落とし

事業所は翌月の 27 日ころにご利用者の口座から自動引き落としをします。引き落としの手数料は事業所が負担します。

②郵便振替

ご利用者は当月の料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。振込手数料はご利用者が負担します。

郵便貯金口座（口座番号 00190-1-695746）

6 事故発生時・緊急時等の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合又は、容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、サービス事業所、救急隊、親族、成年後見人等に連絡等必要な措置を講じます。

7 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当 中川 裕太 電話 03-6913-8824

- (2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

杉並区窓口 杉並区役所保健福祉部 介護保険課 電話 03-3312-2111

練馬区窓口 練馬区役所高齢施策担当部 介護保険課 電話 03-3993-1111

武蔵野市窓口 高齢者支援課介護保険係介護サービス担当 電話 0422-60-1925

東京都窓口 東京都介護保険相談窓口 電話 03-5320-4597（相談のみ）

国保連窓口 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177（苦情相談窓口専用）

} ※1

※1 お住いの区の窓口となります。

※2 受付時間は（土・日・祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時までとなります。

8 ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

9 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきたご利用者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

10 「介護サービス情報の公表」の実施

この制度は、介護保険法の規定に基づいて、介護サービス事業者が行うサービスの内容や運営状況を調査公表し、利用者が事業者を選ぶための情報を提供する仕組みです。当事業所も、毎年1回、介護サービス情報を都知事に報告し、訪問調査を受け、「東京都指定情報公表センター」のホームページで公表します（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>）。

なお、公表する介護サービス情報については、事業所内でも閲覧することができます。 ※第三者評価の実施：なし（近1年間）

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス利用にあたり、ご利用者に対して、居宅介護支援サービス利用契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】 （事業者名） 株式会社Take Aim 福は家相談室
（住所） 杉並区善福寺4丁目17番6号
（代表者名） 代表取締役 中川 裕太

説明者

私は本書面により、事業所から居宅介護支援サービスについて重要事項説明を受け、同意の上交付を受けました。

【ご利用者】

住 所 _____

氏 名 _____（代筆者氏名：_____）

【ご家族または代理人】

私は本書面により、事業所から居宅介護支援サービスについて重要事項説明を受け、同意の上交付を受けました。

ご利用者との関係・続柄：_____

住 所 _____

氏 名 _____

※上記欄に署名捺印された方は、同欄の署名をもって、本契約の秘密保護及び個人情報利用同意に基づいて株式会社Take Aimがご利用者のご家族等の個人情報を使用することに同意したものとします。